

# 「ふくい健幸美食」 惣菜版 募集要項

## 1 目的

味付けや調理法によって健康に配慮した惣菜を募集し、ふくい味の週間（平成26年11月16日（日）～11月23日（日））を中心に各スーパーマーケットや直売所等で提供することで、県民の健康を食生活の面からサポートできる環境を整備することを目的とします。

## 2 募集内容

次の条件を満たす調理済食品（惣菜）を「ふくい健幸美食」として、募集します。

○ 福井県内において製造又は販売するもの（単品）

○ 調理形態：煮物または揚げ物

〔煮物〕

対象食材：肉類、魚介類、大豆・大豆製品、卵類、野菜類、いも類、豆類、きのこ類、海藻類 ※料理全体の2/3以上が対象食材であること

認証基準：調理後の煮汁が塩分1.0%を超えないこと

ただし、甘味が強い煮物\*（煮豆、甘露煮等）は対象としない

\*調味料の炭水化物量が食塩相当量（ナトリウム換算）の8倍を超えるもの

〔揚げ物〕

対象食材：肉類、魚介類、大豆・大豆製品、いも類、かぼちゃ、レンコン

認証基準：調理後の衣重量が全重量の40%\*を超えないこと

ただし、衣をつけないもの（素揚げ、唐揚げ等）や揚げた後、味付けをするものは対象としない

\*認証後、販売する商品は40%の2割（48%）までを許容範囲とする

## 3 募集要件

ふくい味の週間（平成26年11月16日（日）～11月23日（日））の期間中の営業日は毎日「ふくい健幸美食」を提供してください。

（期間終了後も、引き続き提供できる認証惣菜には「ふくい健幸美食」の名称を使用できます）

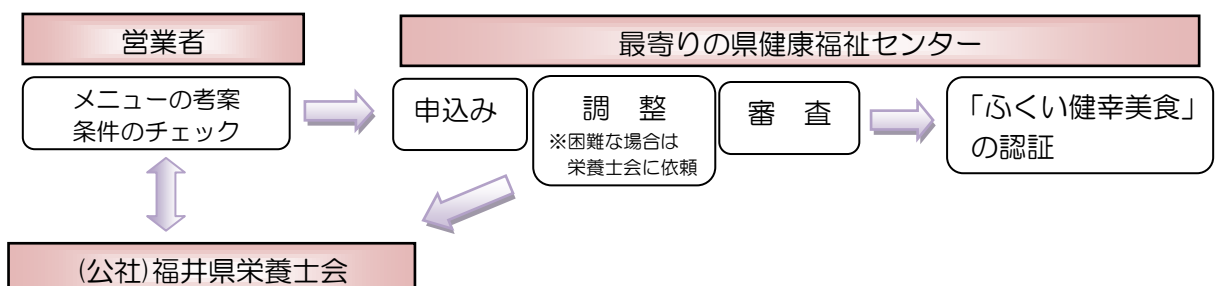
## 4 募集期間

平成26年8月4日（月）～9月12日（金）

※写真添付など最終的な書類提出は平成26年9月30日（火）までとしますので、

応募したい場合は9月12日（金）までに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

## 5 申請から登録までの流れ



## 6 申込・お問合せ先

最寄りの県健康福祉センター（保健所）「ふくい健幸美食」担当係

	施設名	所在地	電話番号
1	福井健康福祉センター 健康増進課	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-3429
2	坂井健康福祉センター 福祉健康増進課	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0609
3	奥越健康福祉センター 地域保健福祉課	大野市天神町1-1	0779-66-2076
4	丹南健康福祉センター 健康増進課	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
5	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市文京2丁目13-39	0778-22-4135
6	二州健康福祉センター 地域保健課	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
7	若狭健康福祉センター 地域保健課	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300

## 7 申込方法

応募用紙に必要事項を記入の上、メニューの写真を添えて申し込んでください。  
また、応募する惣菜（完成品）も応募用紙と合わせて、申込先へ提出してください。

## 8 応募に関するメリット

- 1) 無料で管理栄養士・栄養士（(公社)福井県栄養士会・県健康福祉センター）による栄養チェック、調理相談が受けられます。
- 2) 「ふくい健幸美食」に認証された惣菜は「メニューガイド」で、11月上旬から広報するとともに県ホームページ等に掲載します。
- 3) 「ふくい健幸美食」に認証された惣菜を販売する営業者には、「ふくい健幸美食」のロゴが入った普及啓発品を配布します。また、認証された惣菜をPRする際、そのロゴを自由に使用できます。
- 4) 「ふくい味の週間」（平成26年11月16日（日）～23日（日））の協力店として様々なところで広報します。また、特色ある惣菜業者は、平成26年11月22日（土）、23日（日）に福井県産業会館で開催される「ふくい味の祭典」のブースにて、認証された惣菜の販売ができます。

## 9 注意事項

- 1) 「ふくい健幸美食」の名称は、前述の手続きを経て、各県健康福祉センターで認証したメニューにのみ使用できるものとします。
- 2) 認証された惣菜は、申込みと同時に「ふくい健幸美食」として、公表されることに同意したものとみなします。
- 3) 応募する店は、過去3年間、食中毒等による行政処分を受けていないことが条件となります。